



三労発基 0902 第 2 号
令和 7 年 9 月 2 日

三重地方最低賃金審議会
会 長 西 川 昇 吾 殿

三 重 労 働 局 長
石 田 聡

特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号）